

天理市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月26日

天理市教育委員会
教育長 伊勢和彦

天理市教育委員会規則第11号

天理市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立公民館条例施行規則（昭和61年3月天理市教育委員会規則第1号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「午前9時から午後10時まで」を「午前9時から午後9時まで」に
改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。